

必要な手続を御確認ください

審査を円滑に進めるため、土地開発事前協議書の提出前に、下記の担当部門との協議をお願いします。

行為	手続（法令）	窓口
屋外広告物（看板等）の設置	屋外広告物条例	都市計画課
都市計画区域内の 5,000 m ² 以上の土地の売買等	国土法	都市計画課
都市計画施設等の区域内の 200 m ² 以上の土地の売買等	公有地拡大法	都市計画課
都市計画区域内の 10,000 m ² 以上の土地の売買等		
一定規模以上の建築物や大規模な開発行為	景観法・景観条例	都市計画課
店舗の建設	大店法	商工振興課
工場の建設	工場立地法	商工振興課
林地の開発	森林法	農務畜産課
農地の開発	農振法	農務畜産課
	農地法	農業委員会
建築確認申請	建築基準法	建築指導課
自然公園内の開発	自然公園法	日光国立公園那須管理官事務所